

兵庫県有料老人ホーム設置指導要綱

最終改正 令和7年7月1日

第1章 総 則

(目的)

第1条 「兵庫県有料老人ホーム設置指導要綱」(以下「指導要綱」という。)は、「兵庫県有料老人ホーム設置運営指導指針」(以下「県指針」という。)に基づき、兵庫県内に設置・運営しようとする有料老人ホームについての設置手続等について定めるものである。

(定義)

第2条 指導要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 有料老人ホーム 老人福祉法(昭和38年法律第133号。以下「法」という。)第29条第1項に規定する施設をいう。
- (2) 設置希望者 県内に有料老人ホームを設置しようとする者をいう。
- (3) 設置者 県内に有料老人ホームを設置・運営している者をいう。

第2章 事前協議等

(協議)

第3条 設置希望者は、都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条又は第43条の規定による開発許可又は建築許可の申請前(開発許可対象外の場合については、建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条の規定による建築確認の申請前)に、「事前申出」と「事前協議」の2段階による協議を設置予定地を管轄する県民局長(県民センター長を含む。以下同じ。)に行わなければならない。

(事前申出)

第4条 設置希望者は、「有料老人ホーム設置計画事前申出書」(様式第1号。以下「申出書」という。)により、あらかじめ設置計画の概要を県民局長に提出しなければならない。この場合において、申出書は、正副2通を提出するものとする。

- 2 県民局長は、申出書を受理したときは、その副本を設置予定地の市町長に送付し、「有料老人ホーム設置意見書」(様式第2号)により、当該施設の設置についての意見を求めるものとする。

(事前協議)

第5条 設置希望者は、前条の事前申出書提出後、県民局長から事前協議を行う旨の連絡を受けた場合には、「有料老人ホーム設置計画事前協議書」(様式第3号。以下「事前協議書」という。)により、設置計画の詳細について県民局長に協議しなければならない。この場合において、事前協議書は、正副2通を提出するものとする。

- 2 県民局長は、事前協議書を受理したときは、その副本を設置予定地の市町長に送

付し、有料老人ホーム設置同意書（様式第4号）により、当該有料老人ホームの設置に関する同意を確認するものとする。

- 3 県民局長は、事前協議書の内容を審査した結果、当該協議に係る施設の設置計画が県指針及びこの要綱の規定に沿ったものであると認められ、かつ、前項の市町長の同意が得られたときは、設置希望者に対して「有料老人ホーム設置計画事前協議済書」（様式第5号。以下「事前協議済書」という。）を交付するものとする。なお、当該協議に係る施設の設置計画において県指針の規定に適合していない項目がある場合は、当該協議済書にその旨を付記することとする。
- 4 設置希望者は、事前協議済書を受領した後に開発許可、建築許可又は建築確認の申請を行うものとする。

（市街化調整区域における事前協議等）

第6条 市街化調整区域内において有料老人ホームを設置しようとする設置希望者は、前条第1項の規定による「事前協議書」を提出する際、併せて「市街化調整区域における有料老人ホームの建設についての証明願」（様式第6号）を県民局長に提出するものとする。

- 2 県民局長は、前条第3項の規定により事前協議済書を交付する際、前項の市街化調整区域における有料老人ホームの建設についての証明願に証明のうえ設置希望者に対し交付するものとする。

第3章 届出等

（届出等）

第7条 設置希望者は、建築確認後速やかに「有料老人ホーム設置届」（兵庫県老人福祉規則（昭和39年兵庫県規則第88号。以下「規則」という。）様式第20号）により、法第29条第1項の規定による届出を行うものとする。

- 2 県民局長は、第1項の届出を受理したときは、「有料老人ホーム設置届受理書」（様式第7号）を設置希望者に交付するものとする。
- 3 設置希望者は、前項の有料老人ホーム設置届受理書を受理した後に入居者の募集を開始するものとする。

（工事の着工届等）

第8条 工事の着工は、相当数の入居者が確保され、かつ、一時金の返還債務について銀行保証等が付された後に行うものとする。

- 2 設置希望者は、工事を着工しようとするときは、あらかじめ、建設工事工程表、入居見込者名簿、一時金返還債務保証書を添付した建設工事着工届（様式第8号）を県民局長に提出するものとする。

なお、入居時から要介護者等を50%以上入居させる有料老人ホームについては、入居見込者名簿に代えて合理的に算出された入居見込者推定値でも差し支えないものとする。

（事業開始届）

第9条 設置希望者は、有料老人ホームの運営を開始したときは、有料老人ホーム事

業開始届（様式第 9 号）を県民局長に提出するものとする。

- 2 前項の有料老人ホーム事業開始届には、有料老人ホーム重要事項説明書並びに建物引渡し関係書類の写しを添付するものとする。

（事業変更届）

- 第 10 条** 設置希望者又は設置者は、第 7 条第 1 項の届出の内容に変更が生じたときは、変更の日から 1 か月以内に、有料老人ホーム事業変更届（規則様式第 21 号）を県民局長に提出するものとする。

（廃止届等）

- 第 11 条** 設置希望者又は設置者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の 1 か月前までに、有料老人ホーム廃止（休止）届（規則様式第 22 号）を県民局長に提出するものとする。

（市町への情報提供）

- 第 12 条** 県民局長は、第 7 条又は第 10 条、第 11 条の規定による届出を受理したときは、法第 29 条第 4 項の規定に基づき、「有料老人ホーム設置届等受理通知書」（様式第 10 号）を当該届出に係る有料老人ホームの設置予定地又は所在地の市町長に交付するものとする。

（未届けの疑いのある有料老人ホームへの対応）

- 第 13 条** 県は、法第 29 条第 1 項から第 3 項までの規定による届出がされていない疑いがある有料老人ホームについて、適宜、市町長に情報提供を求めるものとする。
- 2 前項に該当する有料老人ホームについて、市町長から情報提供があった場合、県は、速やかに状況把握に努めるものとする。
 - 3 前項により、当該施設が有料老人ホームであると判断した場合、県は、当該施設に対して、前各条に定める必要な届出をするよう指導するものとする。

第 4 章 その他

（適用区域）

- 第 14 条** 指導要綱は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市及び第 252 条の 22 第 1 項に規定する中核市の区域を除く兵庫県内において適用する。

附 則

- 1 指導要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 「兵庫県有料老人ホーム設置指導要綱」（平成 10 年 4 月 1 日）は廃止する。

附 則

- 1 指導要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 指導要綱は、平成 19 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 指導要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 指導要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 指導要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 指導要綱は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 指導要綱は、令和 7 年 7 月 1 日から施行する。